

委員長（及川 保君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

10 款教育費に入ります。主要施策成果説明書は 111 ページから 137 ページ。決算書は 165 ページから 184 ページまででございます。質疑のございます方はどうぞ。

12 番、松田謙吾委員。

委員（松田謙吾君） 12 番、松田です。137 ページの学校給食費、学校給食センターです。このお聞きしたいことはたしか 21 年 3 月議会において学校給食のボイラーの給湯管が危険なのだということで、たしか 2,216 万円ぐらいの予算化されていて、給湯管を取りかえるのだと、改修するのだという予算が出ていたはずなのです。それで 22 年度、21 年度は確か予算を取り下げたのではなかったですか。それで 22 年度中に、その危険な給湯管がどのような取り扱いになっているのか。改修したのか、まだそのままなのかどうか。

それから、当時は危険だということで最小限度の改修をするのだということに私は聞いていました。危険でありながら 22 年度を見ると予算化されていない。22 年度は学校給食センターを新しく建てかえるのだ。給食センターに少しお金をかけるならついでだから大きなものを建てかえる。こういうことでいろいろ議論されたのが 22 年だと思います。そこで、あの危険な給湯管が今どのような形になっているのか、お聞きしたいと思います。

委員長（及川 保君） 田中教育課長。

教育課長（田中春光君） 取り下げ後の状況についてお答えいたしますが、松田委員もご承知のとおり取り下げ後は大掛かりな補修の工事費というのは計上してございませんので、要するにだましましだましの運転の中で現状をしのいでいるというような状況でございます。計画のほうは、依然そのまま継続の状況の中でよりよい補助のメニューを探しながら国とか、道と協議をあたっているという状況にあります。

委員長（及川 保君） 12 番、松田謙吾委員。

委員（松田謙吾君） 12 番、松田です。私も去年は一般質問もしていますし、それから非常に危険なのだ。それから、財政プログラムの中でも議員の皆さんも大変危険なのだ、一日も早く直すべきだと。その中で学校給食センターの新築を一日も早くやるべきだと。それから町長もそうだし、教育長は新しくできるだけいいメニューを探して、そして建てかえをするのだということなのですが、まず、今危険ではないのかどうかということが一つ。そ

れから、23 年度になったら給食センターの話が余りなくなりましたね。今後の給食センターをどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

委員長（及川 保君） 渡辺教育部長。

教育部長（渡辺裕美君） 現状で言いますと、現状も危険ではないという状況ではありません。いつどのような状況になるかというのは機械と申しますか、そのものことですので、こちらとしては部分的に補修を重ねながら何とかもたせているというのが現状であります。それと、23 年度になってから給食センターについての話題が余り出てこないのではないかとということなのですが、現状も担当のほうでは補助メニューを一生懸命探しながら何とか改築に向けてと申しますか、それに向けての努力はしている状況ではあります。ただ、明確にこれがとい

うのはまだ出てこないものですから、その中ではいまだ模索中ということになります。危険でないということではありません。危険なのは危険なのですが、これまでもやはり改築をすることで手戻りをしないような考え方で予算の計上はしていきたいということをお話しさせていただいておりますので、考え方としては危険ではあるけれどもやはりまた改築をすれば、先に予算を取って改修をしたら手戻りになるということがあるものですから、そののところに向けては改修を考えたいというふうに思っております。

委員長（及川 保君） 12番、松田謙吾委員。

委員（松田謙吾君） 今手戻りという話がありましたが、手戻りと危険は違うのです。危険というのは命にかかわることなのです。危険ということは、手戻りということは、お金を無駄に使いたくないということなのです。手戻りしたくないために新築をしていっぺんに直したいというのは、これはお金のことなのです。しかし、危険だというのは、これは命にかかわることなのです。21年に命にかかわるから危険だと言ったのです。私はここにみんなあるのだけ。だから、それからもう2年になって、だましだまし使う、そういう問題ではないでしょう。命にかかわるものを。お金がかかるとかかからないとかの問題ではないのです。命にかかわるものはたとえ22年でも23年でも私は町民にいつでも理由があって変えられるわけだし、議会にも説明できる範囲だと思えます。ですから私は一日も早く危険な部分は取り除くべきだと。何も遠慮することはありません。私はそういうことを言っているのです。策定計画をして新しいのを建てかえるのは、これは良好な補助金のメニューがないから延びているのかもしれませんが。しかしながら危険なものは、きょうでも明日でもやるべきです。私はそれをお願いします。

委員長（及川 保君） 白崎教育長。

教育長（白崎浩司君） ボイラーの給湯管、これは話としては計上したとき、それと減額したとき、それと昨年も一般質問等々で給食センターのこと、全体のことも含めてご質問も受けました。そのときにも現状は実質的には変わっていない状況なのですけれども、まず給湯管のほうについては危険か危険ではないかという論議の中で、いわゆる未然に防ごうと、耐用年数もかなり進んでいますと。いつボイラーが作動しなくなる、あるいはお湯が噴き出す、そういうような状況を未然に防ごうというような判断で当時予算を上げた。それは全体を全部直しましょうということ。その後、昨年も下げたときにもお話をしましたが、言葉としてはだましだましというお話をしましたが、当然そういう中でその一部で蒸気が噴き出すとか、そういうのは応急手当で当然対応していきますというようなことでお話しさせていただきました。そのものが、全体が危険か危険ではないかという論議の前にそういうものを事前に発生したら修繕しましょうというような考えできていました。今のところは、その後そういう状況に至らない状況で今進んでいるということで、今作動もしていますのでそれを使わせてもらっていると。

それと、給食センター全体の問題は、これは一般質問でもお答えしたとおりなのですが、国のほうの教育関係の施設の補助といいますのは非常に厳しくて、他の補助メニューを使ってというようなことで、今それは私ども教育委員会というよりも企画のほうで今交渉にあた

っているというようなものですから、答弁としては進んだ答弁はできないのですけれども、一日も早く 40 年を超えた給食センターを建てかえるようにというようなことで今後も努力していきたいというふうに思っています。

委員長（及川 保君） 9 番、齋藤征信委員。

委員（齋藤征信君） 1 点だけ質問させてもらいます。136 ページ、社会体育施設の利用について、この 21 年度の利用数と比較をしてみてもあまりにも数字が違うのでびっくりしたので伺いたいと思うのですが、21 年度と比べて軒並み利用者がものすごくダウンしているのです。大幅ダウンなのです。これをどう見ているのかという、まずそこを伺いたいです。

委員長（及川 保君） 田中教育課長。

教育課長（田中春光君） おっしゃるとおり、毎年体育施設全体に言えることなのですが、施設の利用状況としては落ち込んでおります。そのとらえの部分になりますけれども、これはさきの一般質問の中でも指定管理の関係のときにお話をしましたけれども、基本的に少子化が進んでいたり高齢化が進んでいたり、そういったことから競技人口が減ってきているという、こういう背景も一つはあります。さらに言えば、この間もお話をしましたけれども、住んでいる住民の方のニーズの変化、こういったものもあって、いわゆる体育施設を使いながら競技に打ち込むという姿勢からより健康志向に強くなってきていて、サーキットのトレーニングをやるだとか、そういったほうに方向性が移ってきているという関係もあると、そういうふうにはとらえております。

それと、例えば野球場であるとか陸上競技場の数などは見かけ上繁栄しているような格好に見えるのかと思うのですけれども、21 年度までは野球場、陸上競技場については集計の方法が午前、午後通して使っている方がいた場合は二重に人数としてカウントしていたという部分があったのです。それが 22 年度からは午前、午後通して使っている部分は一つのカウンターの仕方に変えていったと、そういったことから半分近くに落ち込んで見受けられると、こういうような関係がございます。

以上です。

委員長（及川 保君） 9 番、齋藤征信委員。

委員（齋藤征信君） そういう統計の取り方の違いというのは、これは今初めて聞いたのですけれども、前年比比べてみましたら野球場は 60% になったのです。陸上競技場は 64% です。それからテニスコートに至っては二つ合わせると 39% の数になっているのです。リンクが 59% というのは、このあたりが 1 番大きなダウンのところなのですけれども、今の高齢化も一つの要因だ。だけれども野球場だとか陸上競技場、スケートリンク、テニスコート、これはまさか去年まで使っていた人がみんないっぺんに年をとったわけではないですね。ニーズの変化といってもやはりそんなに運動する人たちのあれというのは、そんなに違わないだろうという気がするのです。結局は手数料だとか使用料だとか、そういうところの見直しというのはかなりやはり尾を引いているのではないかという気がするのです。20 年度に出した手数料、使用料の見直しの文章をずっと読み直してみたのですが、その中にメモしてあったのが、使用料の値上

げなんかで受益者負担を一律こうやってしまうと利用者を減らして逆効果ではないかと。それからスポーツ都市としては、その政策としては逆行するのではないかというようなこと。それから、町民から夢を奪ってあきらめが万延するのではないかというような、何かそんな意見があったのをメモしてあったのだけれども、結局はそういう意見からみると今のこの数字というのは全く逆行したのではないかと。本当にスポーツをみんなにさせてあげたいと、こういう願いがあったはずなのにこれだけ落ち込むということは、財政が苦しい中で使用料、利用料値上げたのだけれども、だけれどもやはりそういう数字に出てきたことからいうと、特に若者の利用のところなんていうのは施設利用が減ったのが目立ったとすれば、これは最終的にはこの減少というのは町の責任が問われるのではないかと。なんでここまでこういうふうになるのだという責任が問われるような感じもするのです。そのあたりをどういうふうにとらえたらいいのか。どういうふうに見ているのかということによってちょっとその見解を聞かせてほしいです。

委員長（及川 保君） 田中教育課長。

教育課長（田中春光君） 野球場と陸上競技場は先ほど申し上げたとおりの統計の取り方の変化によって、ややもすれば半分近くに数字的には落ち込んでいるように見受けられる、ということではあるのかと思います。あと、テニスコートの部分は、テニスコートも建設当時は立派な全天候型のコートでございまして、町外からも札幌市だとか、あの近郊からも結構利用されていたという実態はあったのですけれども、施設そのものも老朽化してきていまして、古くなったテニスコートでテニスをすることによって球のイレギュラーが発生したり、また球を何回か打っているうちにコートの汚れをとってきれいな球が見る見る間に汚くなっていく。そのような環境もあったものですから、段々敬遠されていった節はあるのかと思っております。

あと、手数料の見直しの関係で、齋藤委員のほうは落ち込んだ部分もあるのではないかと、こういうようなご指摘でございますけれども、その部分については統計的に上がったから利用を控えているのだという部分の調査もしていませんので、今の段階でその結果についてのお答えの部分としては、ちょっと今はできないのかと思っております。ただし、手数料、使用料の関係を見直した背景にはそれ相応に受益者の方から応分の負担はいただくという方針のもとに進めてきたものであるから、これを今時点でとやかく論議する形には私としては今はできないととらえております。

委員長（及川 保君） 9番、齋藤征信委員。

委員（齋藤征信君） いろいろとそういう答弁をされると言いたくもなるのですけれども、例えば総合体育館なんかは92%、それからプールは97%、何とか回転しないとやはり減ってはいるのですね。桜ヶ丘のテニスコートが52%で、町営のテニスコートが33%まで落ちているのです。テニスコートのデータの取り方も変わったのではないだろうと思うけど。本当にその汚れや何かによってボールの汚れや何かでこんなに落ち込むものかという気がするのです。あと野球場だとか陸上競技場はデータの取り方によって違うということなのだけれども、ではデータを昨年どおりに読むと同じ数字になるのかどうなのか。やはりこれも大幅に減っているのではないかという気がするのです。だとすれば、やはり一般的な減数の原因をいうのではなくて、

なんでそういうものがそういうふうになるのかということをもう少し的確に分析してみるべきではないか。私はこの利用料、使用料と、これは決めたことだからやらなければならないのだけれども、決めてもこれがまずいとなったらやはり見直さなければならないだろうと。そういう検討をすぐ加えるべきではないかと。原因がはっきりしたら早急に改善できるものはする方向で検討してほしいと、こういうふうに思うのですがいかがでしょうか。

委員長（及川 保君） 白崎教育長。

教育長（白崎浩司君） 細かいところといったら失礼なのですが、うちのほうで答えた部分でカウントする方法をちょっと変えたというのは、自分は承知していなくて、総論で言いますと前の一般質問でも出ましたけれども利用者数が減少していると、今齋藤委員が言いたいことはそういう要因を抑えて適切な増員を図るような方策をきちんととりなさいというようなことだと思います。私どもも指定管理者ということで、今現在は体育協会に指定管理をしていただいておりますので、そういう中では月一度体育協会とも施設の利用、それからスポーツ振興のあり方等々協議をしておりますので、そういう中でいわゆる利用者をふやす方策といいますが、そういうことも踏まえて、たまたまタイミングとしては指定管理の今募集をしていますので、来年どうなるか、今の業者がどうなるかわかりませんが、いわゆる指定管理者と利用促進ということでいえば、方策を教育委員会としても協議していきたいというふうに思っています。前にもお話ししたとおり、料金がその主たる要因になっているかというのは、私自身は余りそうは思っておりません。

ただ、1問目で答えたとおり利用する側の競技人口の減、あるいはニーズの違い、そういうことも一つの要因に、一つのというより大いに要因があるのかということプラス、今テニスコートのことを言いましたけれども、施設の老朽化、いわゆる大会を誘致できるか、あるいは近場の大会を誘致できるか、あるいはテニスコートのことだけ言うと、町外からも来ていた利用者がやはり施設が余りふさわしくないということで敬遠されているという要素もあるというふうに聞いておりますので、いわゆる施設の老朽化も要因の一つなのかというふうに押さえています。そういうことも踏まえて体育施設の整備、それから利用者の増員対策というのは指定管理者と含めて対応を協議していきたいというふうに思っています。

委員長（及川 保君） 3番、西田祐子委員。

委員（西田祐子君） 3番、西田でございます。117ページの小学校の施設管理経費のことでお伺いたします。今役場の隣の白老小学校のグラウンドなのですが、去年までも結構草がぼうぼうでひどいと思ったのですが、ことし特に草が多いですね。そして、また白老小学校のグラウンドのちょうど道路のところの歩道というのですか、向こうのところに木がいっぱいあるのですが、これからの季節そうなのですが、昨年も実際そうだったのですが、落ち葉が非常に大量にありまして雨が降るとかするとそれが滑りやすい状態になっている。またそこに雪が降ることによって子供たちが結局通学するときとか学校から帰るときとか、そこのところを歩けない状態になってしまっていて、道路のほうを歩かなければならない状態にもなっている。非常に危険だという話を小学校の近所の方々から言われてい

たのですけれども、特にことしはすごいと。実際にこの管理経費の中を見ましたら小学校のこのグラウンドの草刈りとか周りの枝の選定とか、そういう落ち葉の掃除とか実際はそれはどこがどういうふうにして管理して実際やっていらっしゃるのか。その辺お伺いさせてください。

委員長（及川 保君） 田中教育課長。

教育課長（田中春光君） 学校の施設周辺の管理のお話でございますけれども、白老小のグラウンドのことを例にとってお話をしていたのですけれども、基本的にグラウンドの草刈り、草むしり、もしくは落ち葉の清掃であるとか、そういう類は各学校のほうに公務生の方を配置してございますので、その方が中心になって環境整備をやっていくと、こういうような格好には当然なっている形でございます。

今の実態が、草が非常に伸びているというようなお話でございますけれども、白老小の例からいきますとグラウンドのみならず校舎の裏手のほうもかなり白老小の場合敷地があって、そこが裏手に住宅が密集していますので境界部分まで草刈りの管理を常時やっていかなければならないとなったときに、グラウンドまでなかなか追いついていかないという実態があるようには聞いておりました。昨年まで校長先生がその辺を目配せしながらグラウンドの草むしりだとか、そんなようなことまでやっていた環境ではあったようです。ことしについては校長先生が個人的にちょっと時間を取れないタイミングにあったものですから、その辺が若干おろそかになって今の状況になって草が伸びているということもあるのかと、こんなふうには思っておりますが、漫然としているわけではなくて公務生のみならず先生方までそのように環境整備に手を染めているという、そういったことであることは理解していただきたいと思います。

あと、落ち葉の関係のお話は、雨降り後とか滑って困るような環境になるのであれば今後またその落ち葉の季節になってきますから、十分その辺は環境整備していくようにこちらのほうからも話のほうは進めておこうと思っております。

委員長（及川 保君） 3番、西田祐子委員。

委員（西田祐子君） 大体状況はわかりました。今の答弁では、白老小学校のグラウンドの環境は学校の関係者、公務生を含めて皆さんでやってくださいということだと思っておりますけれども、役場の2階の窓から見たらあのグラウンドの状況は一目瞭然だと思っております。やはりできる範囲とできない範囲というのがあると思っております。余りにも広いと、例えば緑丘小学校でしたら裏山の乗り面の草刈り委託をしていますね。緑丘小学校も非常に敷地が広いものですからとてもではないですけどできる状態ではなくて、そういう予算も計上して、そしてなおかつグラウンドもって。あそこも非常に敷地が広いところですから大変だと思っております。教育委員会としても小学校、中学校含めてやはり学校施設の周辺整備というものはもうちょっと気を配っていくべきではないかと思っております。というのは、昔は子供たちたくさんいましたけれども、今は子供の数が本当に減ってきて正直言ってグラウンドで遊ぶ子供の数自体が昔と比べたら大幅に減っている。ですから昔は300人、400人で走っていたグラウンドが今では白老小学校は170何名ですか、3分の1くらいの人数。そしたら当然子供たちがいたときのグラウンドの使い方、周辺の使い方と今現在の使い方変わってきているので、やはりその辺はもうちょっと教

育委員会のほうでも考えていかないといけないのではないかと思いますので、もう一度そこから辺含めてお願いいたします。

委員長（及川 保君） 渡辺教育部長。

教育部長（渡辺裕美君） 今のお話です。確かに広いグラウンドの中で子供たちが走り回ることによって、ある程度草も根も生えないというような環境だったのが、だんだん子供たちが減って少なくなることによって活動範囲も少なくなりますので、どうしてもそのところに雑草が生えてきて、なかなか対応がしにくいというところがあります。できるだけ教育委員会のほうでも持てる予算の中で、また教育委員会のほうにいる職員の中でも時間があるときに学校等、または公共施設等の草刈り、自分の範疇ではないところも含めて行ってもらって草刈りをしている状況にはあるのです。それでも追いつかないというのが現状であろうかというふうに思います。今この場所で、ではその草刈りに対応できるだけの予算がつけられるとかというようなお答えはできませんけれども、何らかの形で対応ができるように今後ちょっと協議をしたいというふうに思います。

委員長（及川 保君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは、次に進みます。11款災害普及費に入ります。主要施策成果説明書は138ページ。決算書の183ページから184ページでございます。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは、次に進みます。12款公債費に入ります。主要施策成果説明書は139ページから143ページまででございます。決算書の183ページから184ページでございます。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは、次に進みます。13款給与費に入ります。主要施策成果説明書は144ページから145ページまで、決算書は183ページから186ページでございます。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは、次に進みます。14款諸支出金に入ります。主要施策成果説明書は146ページから147ページまで。決算書は185ページから186ページでございます。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは、これより歳入に入ります。

一般財源にかかわる全般の審議に入りたいと思います。3ページから10ページまでの1、予算科目別比較表（歳入）。2、税収入に関する調。3、予算科目別比較表（歳出）。4、歳出財源内訳表について。決算書は81ページから102ページまででございます。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） 一般会計の決算審査に関する質疑がすべて終了いたしました。歳入歳出決算の全般について、特にお聞きしたいことや質疑漏れがございましたらどうぞ。

3番、西田祐子委員。

委員（西田祐子君） 3番、西田でございます。歳出のときにちょっと聞き漏れしたものですからお伺いします。26ページの町有財産売払調書の中で、石山20番25原野、これ1,397万円で売っているのですけれども、火山対策防災拠点施設と売り払い目的が書いているのですけれども、これの説明をちょっと教えていただきたいと思っております。お願いいたします。

委員長（及川 保君） 岩崎会計課長・会計管理者。

会計課長・会計管理者（岩崎 勉君） 一般売払いの関係でございます。ここにつきましては消防の防災センターのところでございます。その一部を国のほうにお貸ししていたという形のところで国に買っていただいたという形でございます。

委員長（及川 保君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） 質疑がないようでございます。

これをもって、一般会計の決算審査に係る質疑を終結いたします。

---

### 延会の宣告

委員長（及川 保君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

（午後 1時37分）